

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人尼崎武庫川園

社会福祉法人尼崎武庫川園は、すべての職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1. 女性職員の育児休業取得率を維持しつつ、男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。

<取組内容・実施時期>

- ・令和6年度中に男女が共に貢献できる職場風土づくりに向けての意識啓発や相談窓口（管理者）向け研修を実施する。
- ・令和6年度以降も引き続き第一子出生予定の男性労働者に対し、育児休業制度の周知を行う。

目標2. 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境を整備するため広報誌での紹介を行う。

<取組内容・実施時期>

- ・令和6年7月に、男性の育児休業の取得促進を図るため、男性育児休業取得者の体験談を広報誌で紹介する。
- ・令和7年1月に、育児休業の取得促進を図るため、男女ともに育児休業を取得した職員の体験談を広報誌で紹介する。

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人尼崎武庫川園

社会福祉法人尼崎武庫川園は、男女ともに全職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1. 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全職員6日以上の年次有給休暇を取得する。

<取組内容・実施時期>

- ・各年10月に広報委員会等を通じて有給休暇取得キャンペーンを実施する。
- ・各年10月に有給休暇取得状況の確認及び取得計画表の提出を促す。